



2026年1月30日

各 位

会 社 名 株式会社白洋舎
代表者名 代表取締役社長 五十嵐 瑛一
(コード番号：9731 東証スタンダード)
問合せ先 総務部長 小園 浩
電 話 03 - 5732 - 5111 (代)

株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、2026年1月30日開催の取締役会において、株式報酬制度（以下、「本制度」といいます）の一部を改定することを決定し、これらに関する議案を2026年3月25日開催予定の第133回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の一部改定について

当社は、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の導入を2015年3月27日開催の第122回定時株主総会にてご承認いただき、現在に至っております。

本制度は、各取締役（社外取締役を除く）の役位に応じてポイントを付与する内容としておりましたが、今般、取締役に付与するポイント数の一部を当社の業績に連動させることにより、本制度を業績連動型報酬に変更するとともに、取締役に付与するポイント数の上限を変更したうえで、本制度を継続するものであります。

本制度の主な改定内容は以下のとおりであり、取締役の中長期的な企業価値向上へ向けた意欲をより一層高めることを目的としております。

	現行 (第122回定時株主総会決議)	改定案 (第133回定時株主総会付議)
① ポイント付与基準	役位により定まる数のポイントを付与	役位及び業績達成度等により定まる数のポイントを付与
② 取締役に付与されるポイント数の上限	1事業年度当たり 10,000ポイント	1事業年度当たり <u>15,000ポイント</u>

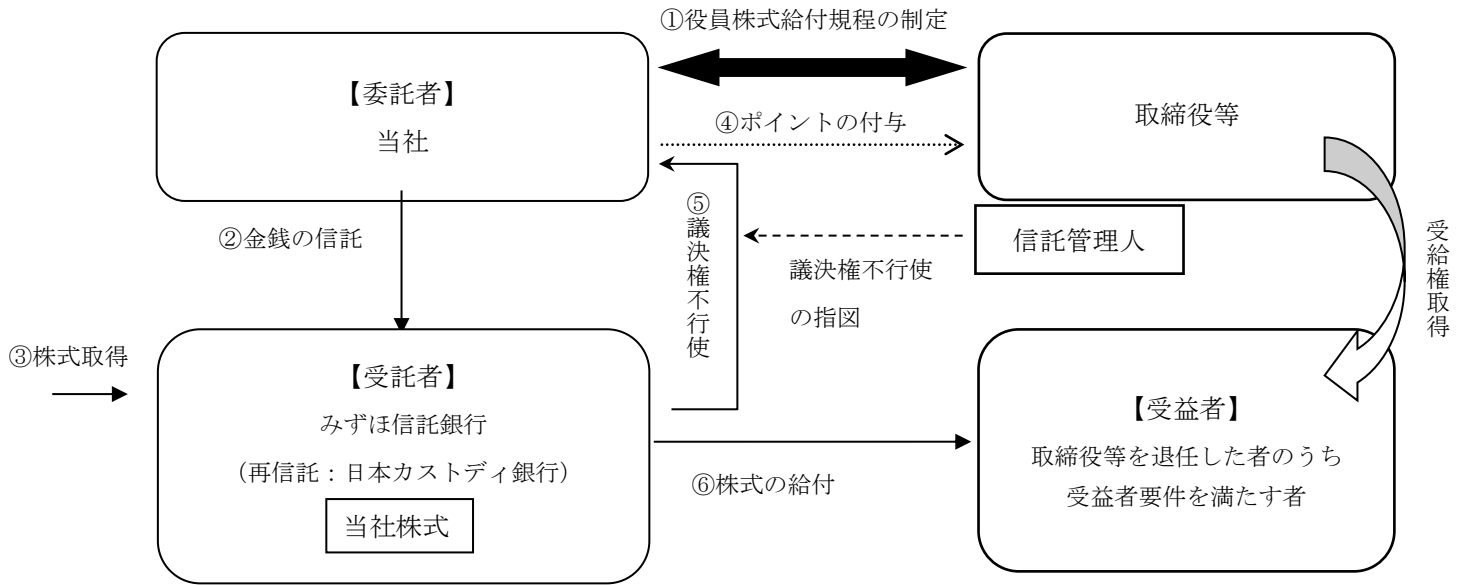
なお、本制度は、取締役ではない執行役員に対しても導入しており、執行役員に係る株式報酬制度も同様に改定を行う予定であります。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役及び執行役員（以下、「取締役等」といいます）に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社の取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた枠組みの範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。また、監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2017年5月18日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額及び取得株式数

株主総会で株主の皆様にご承認をいただき、当社は、下記（6）及び（7）に従って株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。

当社は、今後、原則として対象期間（2事業年度ごとの期間をいいます。以下同じとします。）ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付

の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

(6) 取締役等に給付される当社株式数の算定方法と取締役等に給付される当社株式数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位及び業績達成度等により定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、30,000ポイント(うち取締役分として15,000ポイント)を上限とします。これは、当社の役員報酬の支給水準、現在の当社の株価水準、当社の取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役等のポイント数は、退任時までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数を乗じて算出されます(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

なお、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、取締役等に付与されるポイントの上限及び付与済みのポイント又は換算比率について合理的な調整を行います。

(7) 株式給付

当社の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

以上